



施設などの利用について

施設などの利用手続きは、
認定区分によって異なります。

利用手続きの基本的な流れ(イメージ)

1号認定の場合 (幼稚園、認定こども園)



1 幼稚園などの施設に
直接申込みを行います。
※市町村が必要に応じて利用支援をします。

2 施設から入園の内定を受けます。
※定員超過の場合などには面接などの選考あり

3 施設を通じて市町村に認定を
申請します。

4 施設を通じて市町村から
認定証が交付されます。

5 施設と契約をします。

2号・3号認定の場合 (保育所、認定こども園、 地域型保育)



1 市町村に直接認定を申請します。
※「3 利用希望の申込み」も同時にできます。

2 市町村が「保育の必要性」を
認めた場合、認定証が交付されます。

3 市町村に保育所などの利用希望の
申込みをします。
(希望する施設名などを記載)

4 申請者の希望、保育所などの状況に
応じ、保育の必要性の程度を
踏まえ、市町村が利用調整をします。

5 利用先の決定後、契約となります。

利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うこと。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。



[利用手続きの詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。]